

公募型プロポーザル実施の公示

2020年11月30日

一般財団法人関西観光本部

次のとおり、公募型プロポーザルの企画提案書の提出を招請します。

1. 事業概要

(1) 事業名

令和元年度予備費訪日外国人旅行者周遊促進事業
「WMG 着地型プログラム・周遊活用マーケティング調査事業」

(2) 事業目的

ワールドマスターズゲームズ 2021 関西（以下「WMG」という。）向けに造成された着地型プログラムについて、需要度等を分析する。また、WMG 開催市町以外の地域コンテンツとの周遊可能性を調査する。WMG オリジナル交通バスを持っているインバウンド観光客の周遊性を高めるとともに、2025年の万博に向けたレガシーとして、大会以降にも有力コンテンツを活かしていくアクションプランを策定する。

(3) 事業の概要

- ①「マーケティング調査の実施」：WMG 参加者向けメーリングリストを活用し、WMG 向けに造成された着地型プログラム (<https://wmg2021.jp/tourism/specialplan.html>) について国籍別のニーズ調査、行動変容の要因及び周辺の観光コンテンツとの周遊可能性等の調査を実施。
- ②「専門家からの意見聴取」：外国人目線の意見を理解する専門家を投入し、その助言と①分析結果をもとに、ターゲット設定及び市場に即したコンテンツ選定等を行う。
- ③「協議会の開催」：②で選定されたコンテンツ所在地をエリアとする地域・地域連携 DMO、自治体、コンテンツホルダー、交通事業者、外国人目線の意見を理解する専門家、関西観光本部による合同会議を開催し、コンテンツ連携手法の検討を行う。
- ④「アクションプラン策定」：以下の内容を含むアクションプランの策定。(ア) WMG 本番に向けた周遊対策 (WMG オリジナル交通バス活用、レンタカーとの連携等)、プロモーション実施手法 (イ) 万博に向けたブラッシュアップ戦略、交通バスとの連携可能性等、レガシー創出に向けた方策。

(4) 委託金額の上限

11,000 千円 (税込)

2. 参加資格要件

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」に該当しないほか、32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (3) 過去に本事業と同規模又は同趣旨の事業の実績があること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒530-0005 大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル7階
一般財団法人関西観光本部 デジタルマーケティング室
TEL: 06-6223-7203 FAX: 06-6223-7205 メールアドレス: sinsei@kansai.or.jp

(2) 説明書の配布期間、場所及び方法

2020年11月30日(月)から2020年12月4日(金)まで、上記(1)の担当部署にて配布及びメールにて配布。(※メールによる配布を希望する場合は上記担当まで連絡すること。)

(3) 企画提案書の提出期限、提出先及び方法

2020年12月11日(金)正午、提出先は上記(1)に同じ。
持参又は郵送(書留郵便に限る。)にて、企画提案募集要領に基づき10部提出のこと。

(4) 説明会の日時及び場所等 説明会は実施しない。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所 ヒアリングは実施しない。

4. その他

- (1) 手続及び使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口：上記3.(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とする。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、公表の翌日から1年間は公表することとする。
 - ①受託候補者の名称及び総合点
 - ②参加者の名称
- (8) 事業の詳細は募集要領による。

以上